



(1)交通安全協会車尾支部の目的

交通安全協会車尾支部（以下「本支部」という。）は、関係機関と協力し、すべての車尾校区民に対して交通道德の高揚を促進して、道路における交通の安全と円滑を図ることを目的とする。

(2)本支部の活動

- (1)交通安全思想の普及高揚。
- (2)交通事故防止対策の推進。
- (3)全国交通安全協会鳥取県支部事業の周知。
- (4)交通関係功労者及び団体、優良運転者等の表彰上申。
- (5)その他、本支部の目的を達成するために必要な事業。



(3)本支部の構成団体等

- ・自治連合会
- ・公民館
- ・自治会代議員
- ・交通安全指導員
- ・えがおの会



(4)本支部の規約

(名称及び事務所)

第1条 本支部は、一般財団法人鳥取県交通安全協会米子地区協会車尾支部と称し、事務所を公民館に置く。

(組織)

第2条 本支部は、車尾校区に住所または事務所を有する普通会員及び賛助会員をもって組織する。

(目的)

第3条 本支部は、関係機関及び地域住民と協力し、交通の安全と円滑を促進し、もって交通秩序の確立に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本支部は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1)交通安全思想の普及高揚
- (2)自動車運転者等に対する交通安全指導及び交通安全教育

- (3)交通安全功労者及び優良運転者等の賞揚
- (4)交通安全用品等の普及
- (5)その他、本支部の目的を達成するために必要な事業

(委員)

第5条 本支部に、委員を置く。

- 2 委員は、各自治会から1名ずつとその他関係団体及び学識経験者からの若干名を選任する。
- 3 委員は、委員会において議題を協議するほか、前条の事業を執行する。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし再任は妨げない。

(役員)

第6条 本支部に、次の役員を置く。

- (1)支部長 1名 (2)副支部長 1名 (3)監事 2名 (4)総務 1名 (5)会計 1名

(役員を選任)

第7条 支部長は、委員会において選任する。

- 2 副支部長・監事・総務及び会計は、委員会の承認を得て支部長が任命する。

(役員職務)

第8条 支部長は、本支部を代表し、一般財団法人鳥取県交通安全協会米子地区協会長（以下「地区協会長」という。）の指揮監督を受けて業務を統括する。

- 2 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 監事は、会務及び会計について監査する。
- 4 総務は、会務を処理する。
- 5 会計は、会計を処理する。

(役員任期等)

第9条 本支部の役員等の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 任期の途中で新たに選任された役員等の任期は、次期の改選までとする。
- 3 役員等は、辞任した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員等の解任)

第10条 役員等が次のいずれかに該当するときは、委員の3分の2以上の同意を得て解任することができる。

- (1)心身の故障のため、職務の執行に耐えられないと認められるとき
- (2)職務上の義務違反、その他役員等に相応しくない行為があると認められるとき

(会議)

第11条 本支部に、次の会議を置く。

- (1)委員会 (2)役員会

(委員会)

第12条 委員会は、役員及び委員をもって構成し、毎年1回開催する。ただし、必要あるときは、臨時委員会を開催することができる。

- 2 委員会は、次の事項を協議決定する。
 - (1)事業計画、事業報告及び会計報告に関すること
 - (2)規約の改廃に関すること
 - (3)その他、本支部の運営に関し、必要と認める事項

(役員会)

第13条 役員会は、支部長、副支部長、総務、会計、顧問をもって構成する。

- 2 役員会は、本支部の運営に関する重要な事項について議決する。

(会議の招集及び議長)

第14条 会議は、支部長が招集する。

- 2 会議の議長は、副支部長がこれに当たる。

(会議の議決)

第15条 会議の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(顧問)

第16条 本支部に、委員会の承認を得て顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、会務について意見を述べ、必要により助言をすることができる。

(経費)

第17条 本支部の事業遂行に要する費用は、地区協会からの助成金その他をもって充てるものとする。

(事業年度)

第18条 本支部の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(報告)

第19条 支部長は、委員会及び各期交通安全運動の実施結果等次の事項について、その都度、地区会長に報告するものとする。ただし、収支予算・決算については地区会長が指定する期日までに報告しなければならない。

(1) 支部の事業計画及び収支予算書

(2) 支部の事業報告及び収支決算書

(3) 支部役員の選任及び変更

(4) 各期交通安全運動（交通死亡事故多発警報発令時含む）の実施結果

(5) その他支部の存続または運営に関して必要と認められる事項

附則

この規約は、一般財団法人鳥取県交通安全協会の設立登記の日（平成25年4月1日）から施行する。